

陳情第 2 2 2 号	受理年月日	令和 6 年 1 2 月 3 日
付託委員会	保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	生活保護利用者へ余分な負担をさせないことを求める陳情について	
要 旨	<p>最近の物価高で、最も深刻な影響を受けているのが生活保護世帯である。本市での生活保護利用者の生活扶助費は、単身世帯の場合、毎月 7 万円前後である。保護課は、一日の食費を約 1,000 円と見積もっており、1 食当たり 300 円程度でしかない。それなのに、冷蔵庫や洗濯機、テレビやエアコンなどの生活に欠かせない電化製品は保護費を貯めて購入することになっているが、そんな余裕はない。生活保護利用者は 1 円、10 円単位で節約し、やりくりをしながら生活をしている。</p> <p>そんな中で、私たちに相談を寄せていただいた小倉北区の 80 歳代と 70 歳代の高齢者の姉妹は、姉が日々の生活でおむつが必要になった。そのため、僅かな保護費の中から、毎月 1 万 6,000 円前後のおむつを購入し、その領収書を保護課に持って行き、後日、保護課から「お金を取りに来てください」と連絡が入ると、おむつ代を取りに保護課へ行く。しかし、姉妹は 2 人とも歩行に大きな支障があるため、バスに乗ることもできず、2 階の自宅から 2 本の杖を使いようやく階段を降りることができる妹が、自費でタクシーを使い、保護課まで往復している。そのために、少ない保護費が一層目減りしている。保護課はこうした姉妹に、障害者手帳の取得や転居の支援などは全く行っていない。</p> <p>問題は、「領収書を持って来い」「お金を取りに来い」と、生活保護利用者に対して容易に交通費を使わせることである。姉妹の場合はタクシー代が必要だが、バスを利用している生活保護利用者の場合も同様である。通院のための交通費は申請すれば支給されるが、保護課に行くための交通費は支給されない。</p> <p>また、保護課からは、「〇〇を郵送で送ってください」と言われることもある。以前は、料金後納の返信用封筒が渡されていたが、最近では、自</p>	

(続 く)

腹で高くなった切手を貼らなければならない。

少ない保護費の中での交通費や切手代は大きな負担である。保護課は、保護費の中に交通費や通信費は含まれていると言うが、それは、買物の時の交通費や年賀状の郵便代などのことであり、保護課が保護行政を行うための費用を生活保護利用者の負担にすべきではない。職員用の自動車を保有している保護課の職員が取りに行ったり、支払いに行くべきである。

については、次のとおり陳情する。

- 1 生活保護利用者の提出資料については、職員が受け取りに行くか、料金後納などの封筒で郵送できるようにして、生活保護利用者の交通費や通信費の負担をなくすこと。
- 2 おむつ代などの支払いについては、口座振込などを利用して、生活保護利用者の交通費の負担をなくすこと。